

提供依頼書

令和 年 月 日

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の規定に基づき実施した健康診断結果に関し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 27 条第 4 項及び同法第 7 条第 1 項に規定する医療保険各法の規定（以下「高確法等の規定」という。）に基づく全国健康保険協会和歌山支部（以下「和歌山支部」という。）への提供について、下記のとおり委託します。

- 1 健診実施機関は和歌山支部に対して、労働安全衛生法第 66 条の規定に基づき実施した健康診断結果のうち、受診年度において和歌山支部の被保険者資格を有する者の特定健康診査項目及び被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって和歌山支部が必要と認める情報（以下「事業主健診情報」という。）を提出すること。その際、和歌山支部が指定する形式で事業者健診情報を提供すること。
- 2 本書については、次年度以降も効力を有すること。本書に基づく依頼を解除する際は、別途連絡をすること。

事業 所 情 報	事業所記号			
	事業所名			
	事業主名			
	所在地	〒		
	電話番号			
	担当者名			

健診 実 施 機 関 情 報 ①	健診機関名			
	所在地	〒		
	電話番号			
	健診受診月	月	受診人数	人

※健診実施機関が複数ある場合は、裏面にもご記入ください。

※健診実施機関が複数ある場合は、こちらにご記入ください。

健診実施機関情報 ②	健診機関名				
	所在地	〒			
	電話番号				
	健診受診月		月	受診人数	
健診実施機関情報 ③	健診機関名				
	所在地	〒			
	電話番号				
	健診受診月		月	受診人数	

《医療保険者（協会けんぽ）に対する健診結果のご提供は、法令による手続きです。》

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 27 条

4 前三項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、第二百五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者、後期高齢者医療広域連合又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 150 条

3 前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。